

令和 6 年度 8 月補正（第 4 号）の概要（専決処分）

I 一般会計補正予算（第 4 号）

1 補正予算編成の考え方

新たに令和 6 年度に住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯へ給付する「低所得者支援給付金」の給付見込件数の増に伴い予算を増額するため、令和 6 年度一般会計補正予算（第 4 号）を編成する。

なお、経費の執行にあたっては、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、この補正予算は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分を行う。

2 補正予算の内容

（１）低所得者支援給付関係事業費	392,452 千円
新たに令和 6 年度に住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯へ給付する「低所得者支援給付金」の給付見込件数の増に伴い予算を増額する。	

3 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
233,558,665	392,452	233,951,117

4 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
国庫支出金	392,452	民生費	392,452
合 計	392,452	合 計	392,452

5 費目別事業概要

民生費 **392,452 千円**

低所得者支援給付関係事業費 392,452 千円

新たに令和 6 年度に住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯へ給付する「低所得者支援給付金」の給付見込件数の増に伴い予算を増額する。

6 専決処分日

令和 6 年 8 月 13 日